

## 第2期

(2018年度～2022年度)

# 島原市地域福祉計画 島原市地域福祉活動計画



平成30年3月  
島原市・島原市社会福祉協議会

## はじめに



島原市では、「市民目線に立った、オンリーワンの島原市を目指して」をスローガンに掲げ、併せて「市民が身近に感じられる市政」を基本理念に、「高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実」を重点取組施策としています。

そして、官民の垣根を越えて、子どもからお年寄りまで、また社会的にハンディのある人も「健康で、生きがいをもって暮らすことができる」環境づくりの実現を目指したいと考えています。

現在の社会においては、少子高齢化や核家族化の進展にともない、人々のライフスタイルにも大きな変化が表れています。人々の価値観や考え方が多様化するとともに、家庭や地域における人と人とのつながりが希薄化していく中で、これまでどおりに地域で生活していくことに不安を感じている方も少なくありません。

このような背景から、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、全ての人がお互いに認め合い、尊重し合う共生社会の実現を目指して、平成25年3月、第1期島原市地域福祉計画を策定いたしました。

この計画は、住民主体の地域福祉を推進し、お互いに支え合う地域社会の実現を目指しております、地域の方々をはじめ、ボランティア団体、各種団体、社会福祉事業者、各関係機関、行政など、全ての人々がそれぞれ協働しながら、福祉コミュニケーションを創りあげ、地域福祉の推進に関する地域全体の取組を推進してまいりましたが、この度、策定から5年を迎えるにあたり、目標の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえ、内容の見直しを行い、第2期島原市地域福祉計画として策定したところでございます。

結びに、計画策定にあたりまして、ご尽力を賜りました本計画の策定委員会委員の皆さまをはじめ、市民アンケートなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆さま方にも深く感謝申し上げますとともに、市民の皆さまのなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

島原市長 古川 隆三郎

## はじめに



近年、地域の人と人とのつながりが希薄化し地域内での孤立・孤独化がますます進行しています。

「向こう三軒両隣」と言った昔からのつながりが、一部の地域ではその精神を残しつつも、時代の流れにより徐々に失われてきています。

また、少子高齢化が今なお進行する中、近い将来に間違なく超高齢化社会が到来します。このことは、地域全体に関わる大きな問題であり、住民一人ひとりがこの問題を認識しなければなりません。

このような社会情勢の中、地域のさまざまな場面で福祉に関するニーズがさらに増大し、新たな生活課題が出てきます。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送るために行政、地域、福祉関係者、ボランティアなどが力を合わせ「地域の福祉力」を今以上に高めていく必要があります。

このことを踏まえ、島原市社会福祉協議会は、平成25年度にスタートした「第1期島原市地域福祉活動計画」に引き続き、平成30年度からの5年間を計画期間とする「第2期島原市地域福祉活動計画」を策定し、社会福祉法第109条の「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、行政をはじめ地域住民、関係機関等と連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました策定委員の皆さん、アンケートにご協力いただきました市民の皆さんに對しまして、心からお礼申し上げます。

平成30年3月

島原市社会福祉協議会会长 伊東 作藏

## < 目 次 >

<b>第1章 地域福祉計画の策定にあたって</b>	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の目的	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
計画の位置づけ（イメージ図）	5
<b>第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題</b>	7
1. 人口構造等	8
(1) 年齢区分ごと男女別人口	8
(2) 男女別人口の推移	9
(3) 年齢区分別人口割合の推移	10
(4) 世帯数の推移	10
2. 支援が必要な人等の状況	11
(1) 障害のある人の状況	11
①身体障害のある人の状況	11
②知的障害のある人の状況	13
③精神障害のある人の状況	15
(2) 高齢者の動向	16
①65歳以上の人口	16
②年齢別高齢者の状況	16
(3) 生活困窮世帯の状況	17
①生活保護世帯数等の状況	17
②被保護世帯類型別保護世帯数の状況	17
③労働力類型別保護世帯数の状況	17
④自立相談支援事業実施状況	18
3. 住民アンケートの実施概要	19
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b>	20
1. 計画の基本理念	21
2. 計画の基本目標	22
3. 施策の体系	23

<b>第4章 施策の展開.....</b>	<b>24</b>
1. ふれあい・支え合いのまちをつくろう.....	25
(1) 地域におけるふれあいや交流の促進.....	25
(2) 支え合い・助け合いの意識づくりと活動の促進.....	26
(3) 地域での見守り体制の充実 .....	28
(4) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり.....	30
2. サービスが利用しやすい環境をつくろう .....	32
(1) 情報が得やすく、相談しやすい体制づくり.....	32
(2) 福祉サービスの充実と適切な利用促進.....	33
3. 健やかで生きがいのあるまちをつくろう.....	35
(1) 高齢者や障害のある人が生きがいをもって 活動できる場や機会づくり .....	35
(2) 健康づくりの推進 .....	36
(3) 高齢者や障害のある人の社会参加の促進.....	38
4. 安全・安心に暮らせるまちをつくろう .....	40
(1) 防災・防犯対策の推進 .....	40
(2) 安心して住み、外出できる環境づくり .....	41
5. 数値目標.....	44
<b>第5章 計画の推進.....</b>	<b>49</b>
1. 市役所内の推進体制の整備 .....	50
2. 地域福祉の推進を担う島原市社会福祉協議会の役割.....	50
3. 住民、関係団体との連携 .....	50
<b>資料編.....</b>	<b>51</b>
住民アンケート集計結果.....	52
1. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱 .....	59
2. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿 .....	61

## 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

近年では、科学技術のめざましい発展により、生活が年々便利かつ豊かになる一方で、核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者世帯などが増加し、また近所付き合いにも変化が見られるなど、家庭や地域におけるコミュニケーションのあり方が変化しています。

現代社会の新たな課題として、学校でのいじめ、仕事や人間関係のストレスによる精神疾患患者の増加、病気・経済的な理由に伴う自殺、子育ての不安やストレスに伴う幼児虐待や介護疲れによる要介護高齢者への虐待など、憂慮する事態が多く発生しています。

今後ますます増加していく様々な福祉課題に対応していくためには、行政や福祉事業者が行う支援だけでは限界があることから、町内会・自治会、ボランティア、NPOなどの様々な組織や地域住民が連携し、住民に身近な地域で福祉の様々な問題の解決に向けて取り組んでいく方法をみんなで考えていくことが重要となります。

## 2. 計画の目的

平成12年、これまでの「社会福祉事業法」を改め制定された「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げると共に、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

本市では、平成24年度に「島原市地域福祉計画・島原市地域福祉活動計画」を社会福祉協議会と共に一体的に策定し、翌25年度から両計画の整合性を図りながら地域福祉の推進に取り組んできました。

本市においては、出生率は僅かながら増加しているものの、若年層の転出等により人口減少や高齢化が急速に進むなど、本市における社会環境の変化を踏まえ、地域福祉の新たな方向付けを行うため、「島原市地域福祉計画・島原市地域福祉活動計画」を見直すこととしました。

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## 3. 計画の位置づけ

島原市地域福祉計画は、本市のまちづくりの指針である島原市市勢振興計画を基軸に、社会福祉法第107条に規定する地域福祉の推進に関する事項を定めた計画です。

内容としては、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉・子育て支援、地域保健など、部門ごとの個別計画と「地域福祉」の理念を共有する部門別計画の一つであり、地域福祉を総合的に推進するため、他の個別計画との連携を図りながら、地域住民や福祉関係者などが協力して取り組むための、福祉保健の総合的かつ横断的な行政計画です。

### ◆社会福祉法における市町村地域福祉計画の位置づけ◆

【社会福祉法（抜粋）】 ※改正社会福祉法は平成30年4月1日施行

#### （目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるまでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

## 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、島原市地域福祉活動計画は、島原市社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

具体的には、「住民のニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職、多様な福祉サービスや福祉活動を行う団体が役割分担を行いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加などを促進するための諸活動」「住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加を促進する諸活動」「住民の様々な要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション機能」まで含んだものとなります。

両計画は、いずれも地域福祉の推進を目指すものであり、地域の構成員の参加を得ながら地域の生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念、地域住民の参加による福祉活動やそれに対する支援策などを関連づける必要があることから、両計画の策定にあたっては、内容を一部共有したり、策定過程を共有するなど相互に連携することが重要です。

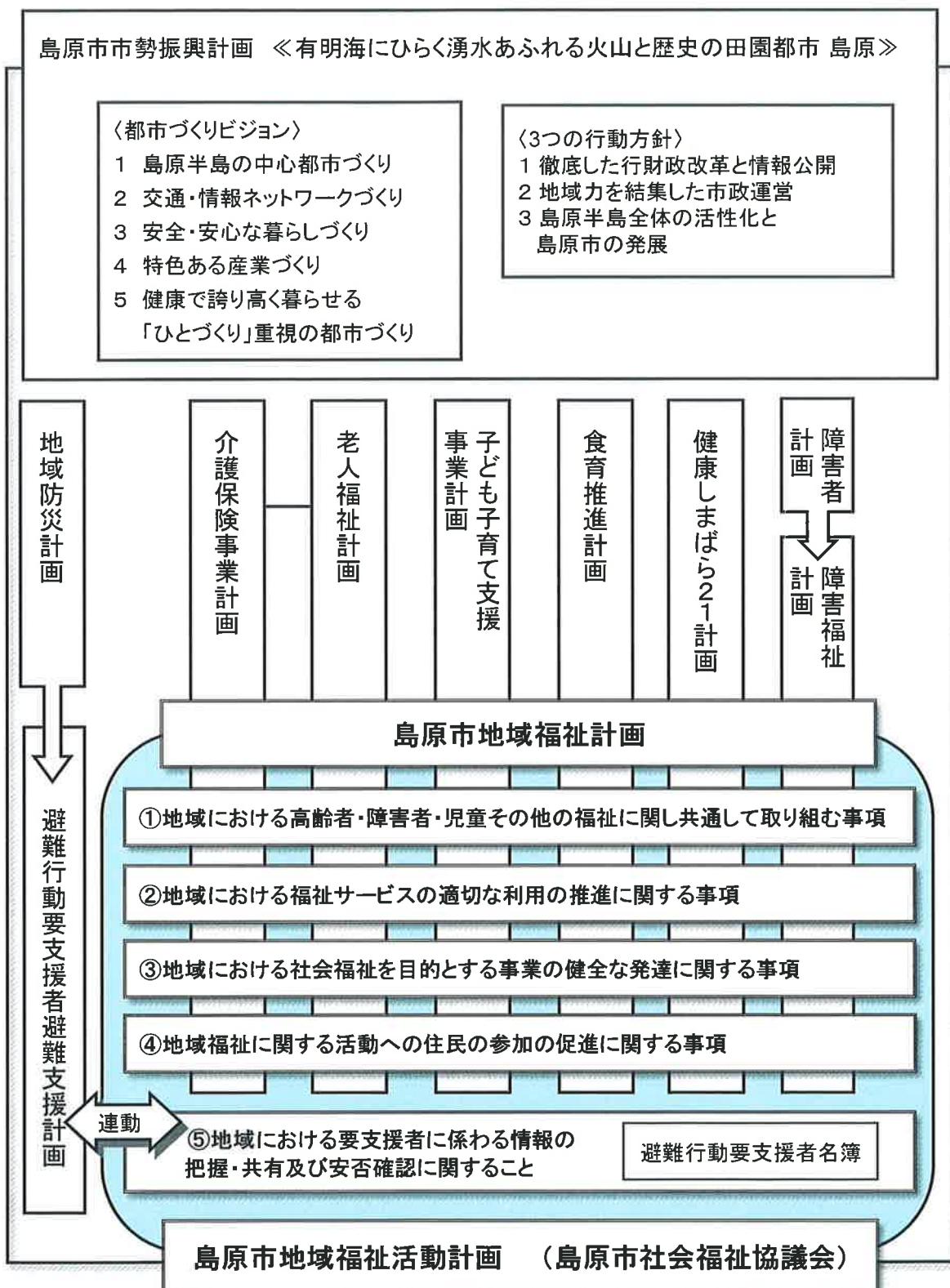
このような考え方に基づいて、本市ではこの2つの計画を一体的に策定しています。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、2022年度を目標年度とする5か年とします。ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## 島原市地域福祉(活動)計画の位置づけ(イメージ図)

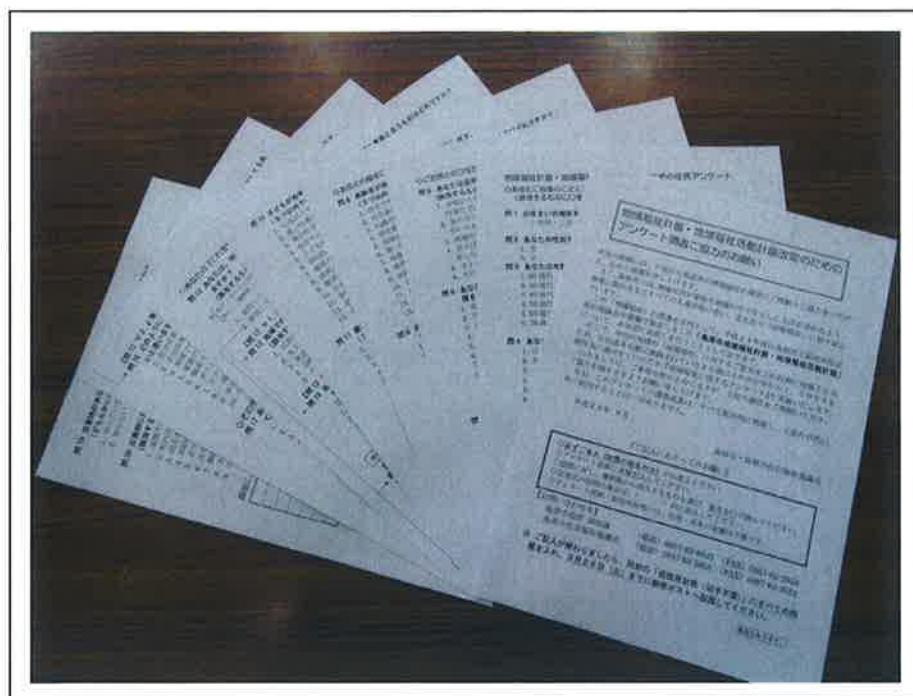


## 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

### ◆策定委員会



### ◆市民アンケートの実施



## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

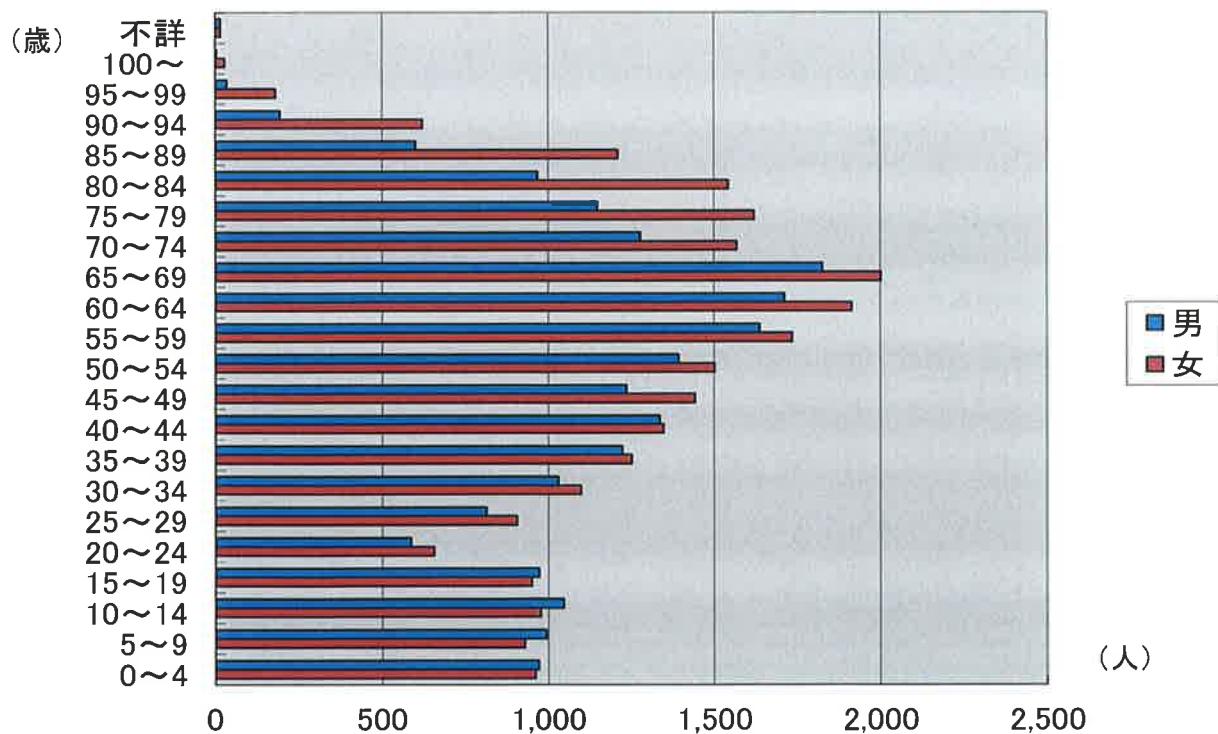
## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### 1. 人口構造等

本市の総人口は昭和55年の国勢調査以降、減少を続けており、平成27年国勢調査では45,436人となっており、平成22年と比較して約4.3%（約2千人）減少しています。一方、世帯数については同じく平成27年は17,068世帯となっており、平成22年と比較してもほぼ横ばいで推移しており、核家族化は徐々に進行していることがわかります。

#### （1）年齢区分ごと男女別人口

年齢別人口									(※ 平成27年国勢調査人口 単位:人)	
年齢	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39		
男	970	993	1,046	971	586	812	1,029	1,222		
女	959	928	976	949	654	905	1,098	1,250		
計	1,929	1,921	2,022	1,920	1,240	1,717	2,127	2,472		
年齢	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79		
男	1,335	1,235	1,392	1,636	1,710	1,824	1,277	1,147		
女	1,346	1,441	1,501	1,734	1,913	2,001	1,567	1,620		
計	2,681	2,676	2,893	3,370	3,623	3,825	2,844	2,767		
年齢	80～84	85～89	90～94	95～99	100～	年齢不詳			計	
男	967	600	193	34	3	17			20,999	
女	1,542	1,209	620	180	27	17			24,437	
計	2,509	1,809	813	214	30	34			45,436	

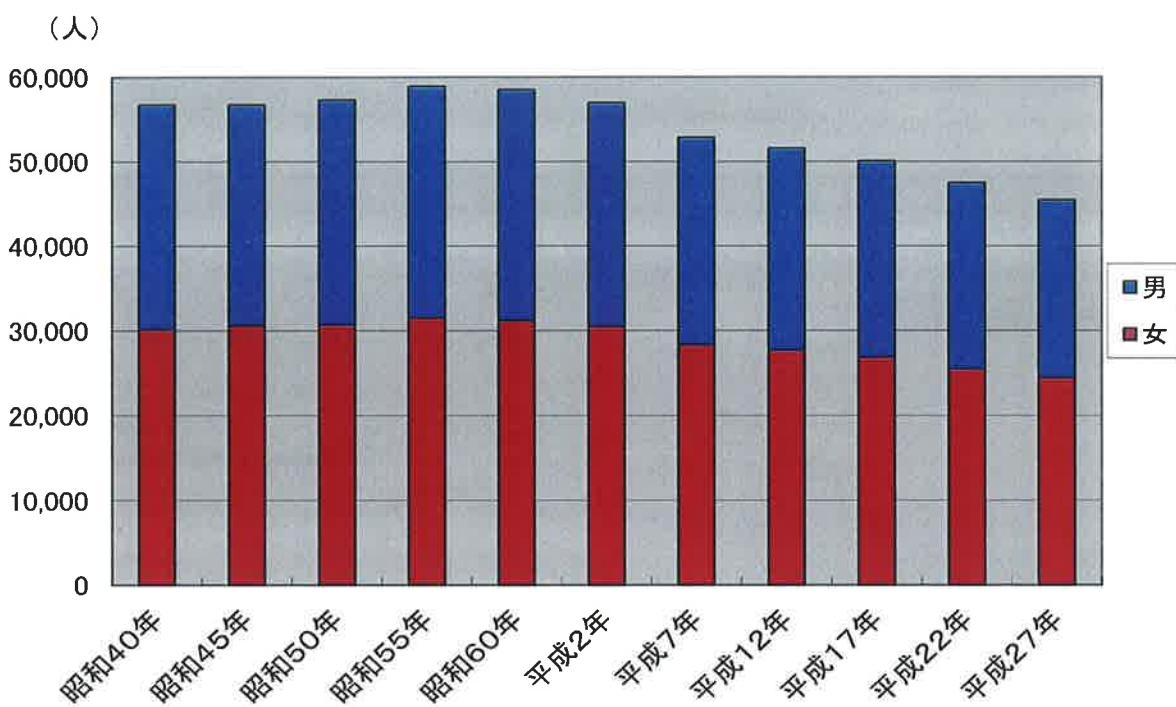


## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### (2) 男女別人口の推移

(※国勢調査人口)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男	26,548	26,090	26,569	27,402	27,240	26,400	24,540	23,888	23,205	21,985	20,999
女	30,176	30,602	30,720	31,488	31,217	30,503	28,313	27,675	26,840	25,470	24,437
合計	56,724	56,692	57,289	58,890	58,457	56,903	52,853	51,563	50,045	47,455	45,436
前回比		△ 32	597	1,601	△ 433	△ 1,554	△ 4,050	△ 1,290	△ 1,518	△ 2,590	△ 2,019

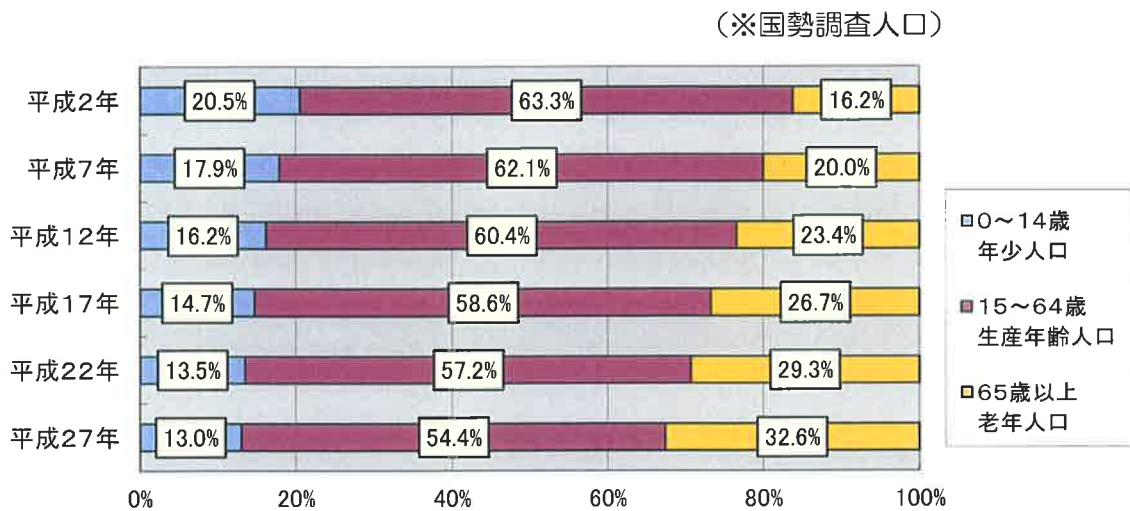


本市の国勢調査人口は、昭和55年（1980年）をピークとして、減少の傾向にある。

(※国勢調査・・・10月1日現在の「人口及び世帯」に関する各種の調査  
なお、平成17年までは旧島原市、旧有明町の計（以下(3)、(4)も同様）

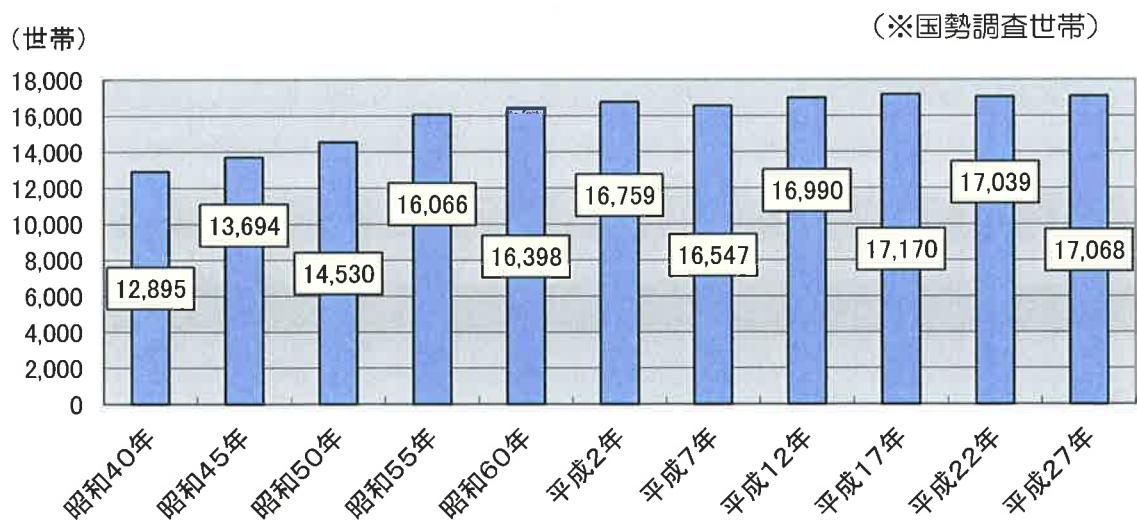
## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### (3) 年齢区分別人口割合の推移



年齢区分別人口の割合は、年少人口及び生産年齢人口は減少し、65歳以上の老人人口は急激に増加している。

### (4) 世帯数の推移



世帯数については、人口の減少傾向にも関わらずほぼ横ばいの状態にあり、核家族化が進んでいることがうかがえる。

## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### 2. 支援が必要な人等の状況

本市の総人口は減少傾向にありますが、一方で、障害のある人や高齢者など地域において何らかの支援を要する人は増加傾向にあります。

#### (1) 障害のある人の状況

##### ①身体障害のある人の状況

###### ・身体障害者手帳交付者数

平成29年度の身体障害者手帳の交付者数は2,764人となっています。

身体障害者手帳交付者数の平成25年度から29年度までの4年間の増加率は0.9%となっており、ほぼ横ばいの状態です。

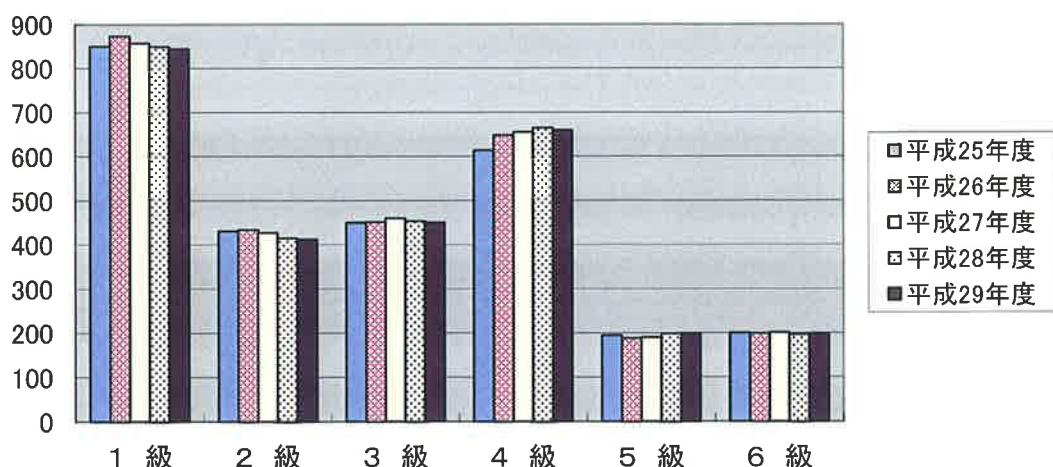
###### ・障害等級別

平成29年度の障害者等級別の内訳は、1級が844人、2級が412人、3級が450人、4級が660人、5級と6級はそれぞれ199人となっています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害等級別) (単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 級	850	874	857	850	844
2 級	431	434	427	415	412
3 級	450	451	460	453	450
4 級	614	649	655	665	660
5 級	194	188	190	198	199
6 級	200	199	201	197	199
計	2,739	2,795	2,790	2,778	2,764

(人) (各年度4月1日現在)



## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### ・障害種類別

平成29年度の障害種類別の内訳は、視覚障害が207人、聴覚障害が269人、言語障害が39人、肢体不自由が1,322人、内部障害が927人となっています。

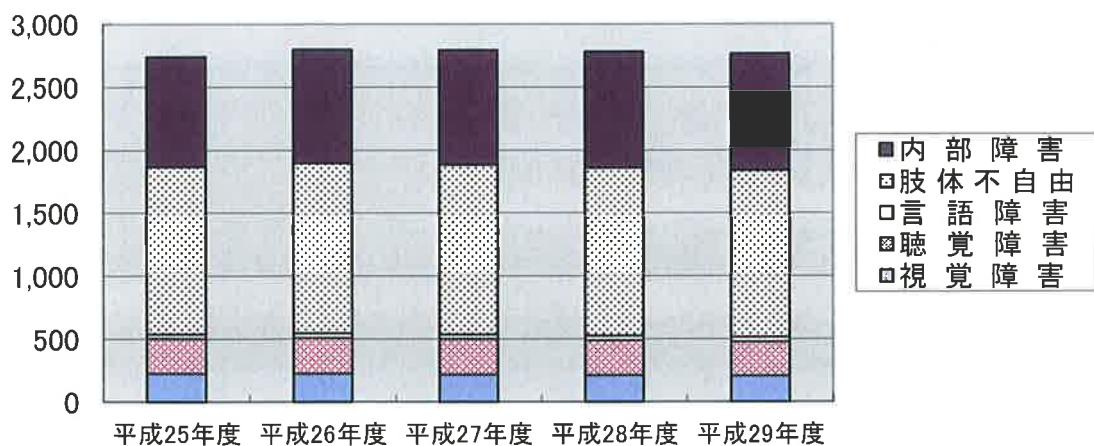
平成25年度から平成29年度までの年次推移を見ると、言語障害及び内部障害は増加していますが、視覚障害、聴覚障害及び肢体不自由は減少しています。

身体障害者手帳交付者数の推移(障害種類別) (単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障害	226	226	217	211	207
聴覚障害	276	283	283	276	269
言語障害	35	36	35	38	39
肢体不自由	1,329	1,351	1,349	1,335	1,322
内部障害	873	899	906	918	927
計	2,739	2,795	2,790	2,778	2,764

(各年度4月1日現在)

(人)



## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### ②知的障害のある人の状況

#### ・療育手帳交付者数

平成29年度の療育手帳の交付者数は535人となっています。療育手帳交付者数の平成25年度から平成29年度までの4年間の増加率は6.4%となっています。

#### ・障害程度別

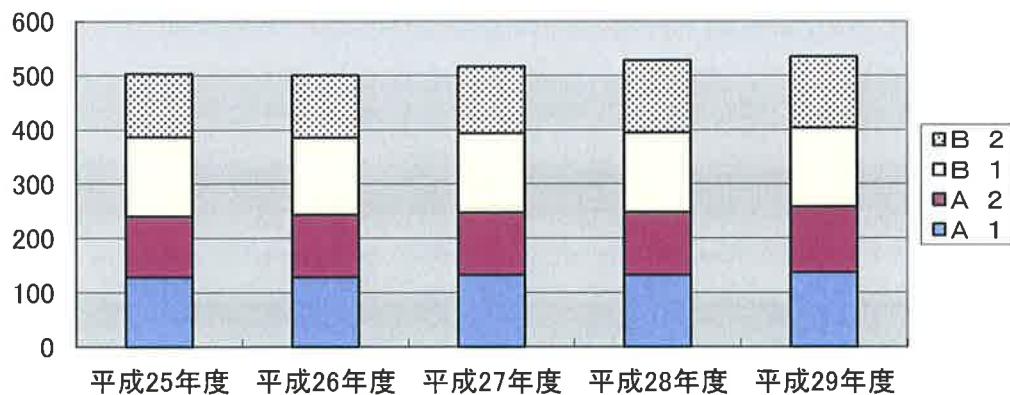
平成29年度の障害程度別の内訳は、A判定が258人、B判定が277人となっています。平成25年度から平成29年度までの年次推移を見ると、A判定、B判定ともに増加しています。

療育手帳交付者数の推移(障害程度別) (単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 1	128	128	132	132	137
A 2	112	115	115	116	121
B 1	147	143	147	147	146
B 2	116	115	123	133	131
計	503	501	517	528	535

(各年度4月1日現在)

(人)



## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### ・年齢区分別

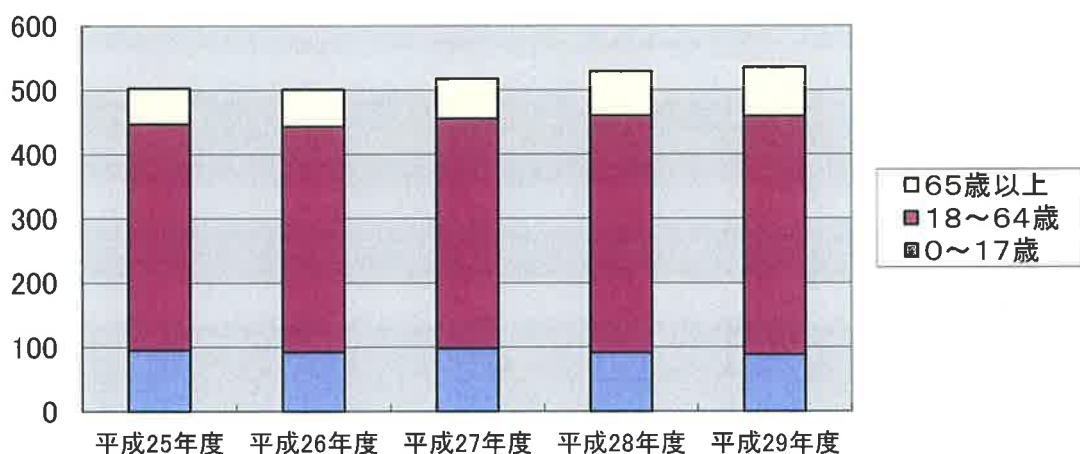
平成29年度における年齢区分別療育手帳の交付者数は、18歳未満は88人、18歳以上は447人となっています。

療育手帳交付者数の推移(年齢区分別) (単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0~17歳	95	92	98	91	88
18~64歳	352	351	357	369	371
65歳以上	56	58	62	68	76
計	503	501	517	528	535

(各年度4月1日現在)

(人)



## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### ③精神障害のある人の状況

#### ・精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成29年度の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、288人となっています。精神障害者保健福祉手帳の交付者数の、平成25年度から平成29年度までの増加率は17.1%となっています。

#### ・障害等級別

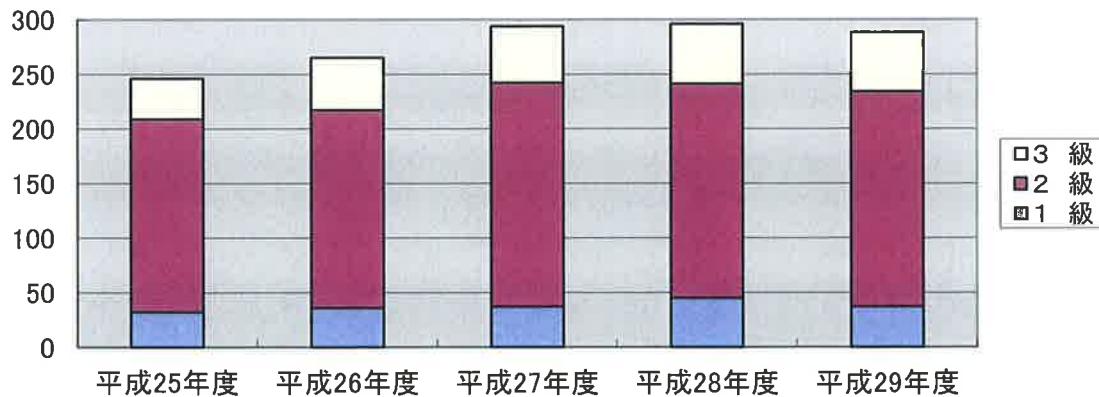
平成29年度における障害等級別の内訳は、1級が37人、2級が197人、3級が54人となっています。平成25年度から平成29年度までの障害等級別の増加率は、1級が15.6%、2級が11.3%、3級が45.9%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(障害等級別) (単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	32	36	37	45	37
2級	177	181	205	196	197
3級	37	48	52	55	54
計	246	265	294	296	288

(各年度4月1日現在)

(人)



## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### ・通院公費負担対象者数

平成29年度の通院公費負担対象者数は578人となっています。ここ数年は、ほぼ横ばいの状態にあります。

通院公費負担対象者数の推移

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通院公費負担対象者数	593	554	587	585	578

(各年度4月1日現在)

### (2) 高齢者の動向

#### ①65歳以上の人団

本市の高齢化率（総人口に対する高齢者人口の割合）については、平成29年4月現在の住民基本台帳の数値では32.9%で、既に約3人に1人は65歳以上の高齢者となっており、高齢化が急速に進んでいます。

（平成27年国勢調査においては、本市32.6%、長崎県29.6%、全国26.6%となっています。）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口(人)	46,945	46,437	45,991
65歳以上人口(人)	14,765	14,977	15,133
比率(%)	31.5%	32.3%	32.9%

(各年度4月1日現在)

#### ②年齢別高齢者の状況

年度	区分/年齢	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90~94	95~99	100~	合計
27	男(人)	1,768	1,295	1,159	956	586	190	38	4	5,996
	女(人)	1,954	1,642	1,609	1,528	1,187	628	186	35	8,769
	計	3,722	2,937	2,768	2,484	1,773	818	224	39	14,765
28	男(人)	1,931	1,249	1,113	974	600	206	35	6	6,114
	女(人)	2,124	1,503	1,632	1,539	1,170	660	201	34	8,863
	計	4,055	2,752	2,745	2,513	1,770	866	236	40	14,977
29	男(人)	1,941	1,265	1,134	976	611	233	36	6	6,202
	女(人)	2,149	1,522	1,596	1,533	1,204	676	219	32	8,931
	計	4,090	2,787	2,730	2,509	1,815	909	255	38	15,133

(各年度4月1日現在)

## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### (3) 生活困窮世帯の状況

生活保護を受給している被保護世帯は、経済的・社会的要因や、年金などの他制度の影響を受けやすく、現在、増加の傾向にあります。また、65歳以上の高齢者世帯が被保護世帯に占める割合は平成29年4月現在で58.1%（245世帯）と高い数値を示しています。

一方、生活保護を受給していない生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が制定され、本市においては「自立相談支援事業」及び「住宅確保給付金制度」を行っています。

#### ①生活保護世帯数等の状況

(単位:世帯)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保 護 世 帯 数	404	424	440	452	422
保 護 人 員 数	555	574	603	594	552
保 護 率 (%)	1.19%	1.24%	1.32%	1.31%	1.23%

(各年度4月1日現在、停止世帯を除く)

#### ②被保護世帯類型別保護世帯数の状況

(単位:世帯)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高 齢 者	190	214	227	255	245
傷病・障害者	119	120	125	120	100
母 子	18	12	11	10	11
その他の世帯	77	78	77	67	66

(各年度4月1日現在)

#### ③労働力類型別保護世帯数の状況

(単位:世帯)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
世帯主が働いてる世帯	常用勤労者	7	16	13	19
	日雇労働者	38	34	43	41
	内職者	3	1	1	2
	その他の就業者	6	5	5	6
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	10	13	16	15	11
働いている者のいない世帯	340	355	362	369	337

(各年度4月1日現在)

## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### ④自立相談支援事業実施状況

(単位:人)

年度	新規相談数	プラン作成数	就労支援者数	福祉資金貸付数
27	30	3	3	2
28	80	13	13	0
29	50	29	28	0

※29年度は8月末現在

## 第2章 地域福祉計画を取り巻く現状と課題

### 3. 住民アンケートの実施概要

計画の策定にあたり、住民アンケートを実施しました。

- ・調査区域　：島原市全域
- ・調査対象　：島原市在住の満 20 歳以上の 1,000 名を無作為抽出

#### 【内訳】

○地区別：市内 7 地区（有明、三会、杉谷、森岳、靈丘、白山、安中）からそれぞれ約 140 名

○男女別：男女各 500 名

○年代別：20 歳代…100 名

30 歳代～70 歳以上…各年代 180 名

- ・調査期間　：平成 29 年 9 月 7 日～9 月 26 日

- ・調査方法　：郵送による依頼・回収

発送数(A)	回収数(B)	回収率 ((B) / (A))	うち有効回答数
1,000	386	38.6%	361

※回収分のうち 25 件は地区名、性別、年代等未記入のため集計に反映されておりません

※集計結果等については、資料編に記載

### 第3章 計画の基本理念と基本目標

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1. 計画の基本理念

みんなが助け合いながら  
安心して暮らせるまちをつくろう

本市は、古くから島原半島の先駆的地域としての役割を担ってきました。「名水百選」や「水の郷」にも選出されるなど、古くから「水の都」と呼ばれています。まちの至るところから清らかな水が湧き出しており、その水は、まちを潤し、人の暮らしを支えています。また、温泉、火山、歴史など多くの地域資源に恵まれたまちです。

しかし一方では、若い世代や働き盛り世代の減少をはじめ、少子高齢化の進行や、核家族世帯やひとり暮らし高齢者世帯の増加などにより、福祉ニーズが増大しており、地域の理解や協力なくしては解決できない多種多様な問題が生じています。

こうした問題に対応していくためには、これまでのさまざまな福祉に関する取り組みなどを活かしながら、高齢者や障害のある人、また、働きながらの子育てや家族の介護で悩んでいる人など、誰もが元気でいきいきと安心して暮らすことができるよう、みんなの力で多様化する生活課題に取り組むことが大切です。

そのためには、

1. 一人ひとりが地域の課題や隣近所に住む人のことをもっと知ることにより、住みよい島原市をつくっていく担い手としての認識を高めていくこと
2. 地域課題や生活課題に対して、住民の自発的な活動や、地域の各種団体などが連携し、協働による活動を進めていくこと
3. 地域の課題や将来的な課題に対して、地域の住民及び各種団体、福祉関係機関、行政が連携をとりながら、課題解決に向けた仕組みづくりを進めていくこと

が重要となっています。

こうしたことを踏まえ、本計画では市民一人ひとりが温かいこころを持ち、支え合い助け合いながら、人と人との交流、地域と地域の交流を深め、島原市に住む人と地域が一体となって地域づくりを進めていくことを目指し、「みんなが助け合いながら安心して暮らせるまちをつくろう」を基本理念として定めます。

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 2. 計画の基本目標

本計画では、地区懇談会で出された課題や解決策のアイデアをもとに、地域の住民及び各種団体、福祉関係機関、行政等が、今後目指すべき4つの基本目標を設定しました。

#### (1) ふれあい・支え合いのまちをつくろう

町内会・自治会単位や小学校校区単位など、身近な地域でお互いが困ったときや非常時に支え合い、助け合えるまちを目指し、世代間交流の推進や、見守り活動の活性化などに努めます。

#### (2) サービスが利用しやすい環境をつくろう

近年の社会情勢の変化等に伴い福祉ニーズが多様化するなかで、利用者自身が自分に適した福祉サービスを選択できるまちを目指し、福祉サービスに関する情報が得やすく、相談がしやすい体制づくりをはじめ、福祉サービスの充実と適切な利用促進に努めます。

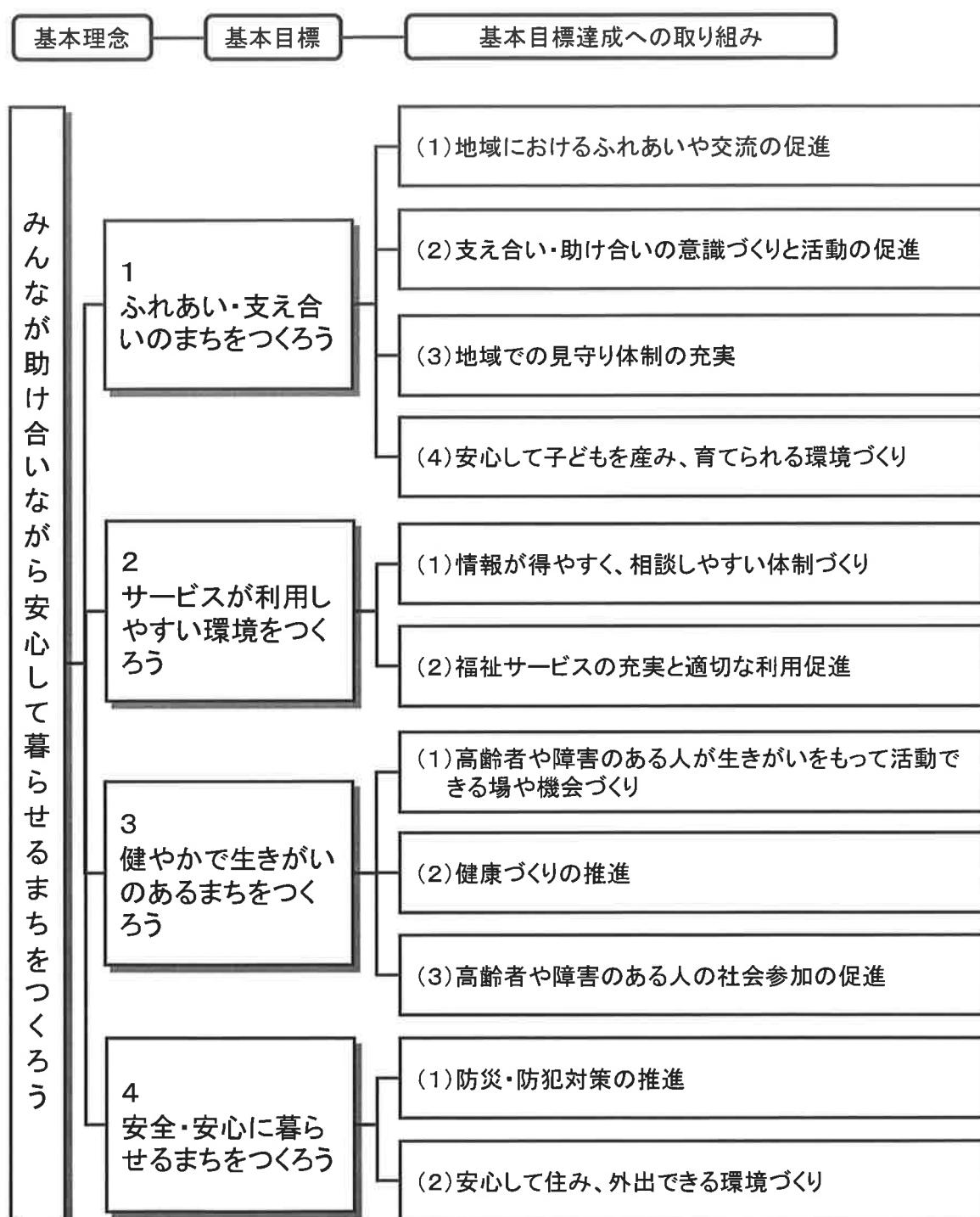
#### (3) 健やかで生きがいのあるまちをつくろう

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが生きがいをもって、健やかでいきいきと暮らせるまちを目指し、生きがいづくり活動の場や機会づくりをはじめ、健康づくりの推進などによる社会参加の促進に努めます。

#### (4) 安全・安心に暮らせるまちをつくろう

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが身近な地域で安全・安心に暮らすことができるまちを目指し、防災・防犯対策の推進をはじめ、道路などのバリアフリー化や交通環境対策などの取り組みに努めます。

#### 3. 施策の体系



## 第4章 施策の展開

### 1. ふれあい・支え合いのまちをつくろう

#### (1) 地域におけるふれあいや交流の促進

##### 現状と課題

近年、核家族化の進行や人々の生活様式の変化により、近所付き合いが希薄となりつつあります。昔から「向こう三軒両隣」と言ったように、近所付き合いなど、身近なところでのつながりが地域づくりの基本です。お互いの顔がわかり、ふれあいながら地域の中での連帯感を深めることは、地域の力となり、さまざまな地域の課題を解決する糸口となるでしょう。

地域のつながりをつくるうえでは、市民一人ひとりが声かけやあいさつなど、身近なところからの交流やふれあいを大切にするとともに、誰もが地域の活動や交流、ふれあいの機会に参加できるようにしていく必要があります。

##### 【アンケートで多かった意見】

- あなたは近所の人とどの程度お付き合いをしていますか？
  - ・気の合った人とは親しくしているが、それ以外は義務的・儀礼的な付き合いである。
  - ・会えば挨拶を交わす程度で、誘われない限り地域の行事や集まりには参加しない。

##### これからの方針

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域住民による支え合い・助け合いのネットワークをつくり、その輪が広がるように努めます。</li><li>○高齢者から子どもまで幅広い年代が楽しみながら集える機会を積極的につくり、世代間交流に努めます。</li><li>○地域の既存施設などを活用した交流の場づくりに努めます。</li></ul>
市や市社会福祉協議会(以下、「社協」とします。)等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域住民による支え合い・助け合いのネットワークづくりを支援します。</li><li>○世代間交流事業を支援し、活動の促進を図ります。</li><li>○地域の公共施設などを活用した交流の場づくりを支援します。</li></ul>

## 第4章 施策の展開

### 市・社協の具体的取り組み

市	○町内会・自治会への加入促進
	○各地区、保育園・認定こども園、小学校などでの生ごみ堆肥化講習会等の開催
	○高齢者学級・女性学級・家庭教育学級・自主講座の開催
	○各地区で青少年健全育成協議会・婦人会が行う企画への支援
社協	○高齢者と子どもが合同で実施する地域コミュニティ活動の促進
	○食事（会食・配食サービス）支援
	○世代間交流支援



〈生ごみ堆肥化講習会〉



〈一人暮らし高齢者の会食会〉



〈親子しめ縄づくり〉

### (2) 支え合い・助け合いの意識づくりと活動の促進

#### 現状と課題

市民にとって身近な行政はできる限り国よりも地方が行うという流れの中で、福祉活動をはじめ、まちづくりへの市民の参画は必要不可欠となってきています。

これからは、生活全般にわたる市民の福祉ニーズに対応できる体制を地域で確立していく必要があります。そのためには、地域に住む人の福祉や地域に対する関心を高めたり、活動参加の機会をつくることが必要です。

## 第4章 施策の展開

### 【アンケートで多かった意見】

- 自分や家族、また近所で手助けが必要となった場合、受けたい支援、提供できる支援とも、「安否確認の声掛け・見守り」「災害時の手助け」「相談相手」が多かった。

### これからの方針

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の福祉活動へ積極的に参加し、福祉に対する意識を高めます。</li><li>○地域の活動に取り組む人材の確保に努めます。</li><li>○各種団体の活動の情報を提供し、参加の呼びかけに努めます。</li></ul>
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育を推進します。</li><li>○地域の活動に取り組む人材の育成を支援します。</li><li>○地域活動やボランティア活動の情報を発信します。</li></ul>

### 市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"><li>○各種ボランティア支援事業募集の市ホームページによる周知</li><li>○社会教育関係団体への支援</li><li>○民生委員・児童委員の活動への支援</li><li>○福祉のまちづくり推進事業の実施（ボランティア活動等への助成）</li></ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○福祉協力校の指定</li><li>○子どもボランティア教室の開催</li><li>○小中高校の福祉体験学習への協力</li><li>○ボランティアの育成援助</li><li>○地域ボランティア講座の開催</li><li>○社協だよりや社協ホームページの充実と啓発の強化</li></ul>

### (3) 地域での見守り体制の充実

#### 現状と課題

これから地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりの参画が必要不可欠であり、そのための推進体制・組織をどのようにつくっていくかが今後の重要な課題となっています。

こうした中、地域で暮らす元気な高齢者や、豊富な知識・経験・能力をもった退職者などの地域の人材、福祉サービス提供事業者、各種団体、民生委員・児童委員などの相互の連携をもとに、協力体制をつくることが必要です。さらには、地域で支え合い助け合うための見守り体制やボランティアの活性化を図っていくことも必要です。

そして、地域においては高齢者をはじめ、障害のある人、子どもや子育てをしている母親など、支援を必要とする人が暮らしています。こうした支援の必要な人たちが身近な地域で安心して生活していくよう、問題を早期に発見し、迅速に対応していくための活動も重要です。

現在、島原市では「あんしん支え合い活動」に取り組んでおり、地域の支援者（民生委員・児童委員、町内会・自治会、社協、地域包括支援センターなど）と共に、高齢者や障害のある方などが安心して暮らせるよう、平常時からの見守りなどを行っています。

また、近年では、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待や、配偶者やパートナーに対する人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）が社会問題となっています。こうした問題を身近なものとしてとらえるとともに、早期発見・未然防止していくよう、虐待やDV、ストーカーなどに関する啓発を進め、適切に対応できる体制の整備が求められています。

#### これからの方針

地域と団体で協力してできること	○身近な地域で見守りに努めます。 ・近所付き合いを深めます。 ・虐待やDV・ストーカーについての知識を身につけ、早期発見及び未然防止に努めます。  ○各種団体間の連携に努めます。
市や社協等で取り組むこと	○地域の団体間のネットワークづくりを支援します。  ○身近な課題を解決するための相談を受けます。  ○地域の活性化を図る事業を支援します。  ○ボランティア団体が行う福祉活動などを支援します。

## 第4章 施策の展開

### 市・社協の具体的取り組み

市	○高齢者等見守りネットワーク、高齢者等見守りネットワーク連携協定の推進
	○ひとり暮らし等高齢者対策の実施（緊急通報システム事業など）
	○家庭児童相談室の設置
	○乳児家庭全戸訪問事業の実施
	○養育支援訪問事業の実施
	○DV・ストーカー相談の対応
	○子ども、女性、高齢者、障害者等への虐待に関する相談対応の充実
	○認知症高齢者の支援の充実（認知症サポーター養成講座の実施等）
	○島原市ふれあい収集事業の実施（高齢者、障害者へのゴミ出しの支援）
	○島原市あんしん支え合い活動の実施（高齢者等の見守り）
社協	○ひとり暮らし高齢者住宅安全点検の実施
	○地区社会福祉協議会の支援
	○心配ごと相談所の開設
	○ボランティア講座の開催
	○ボランティア団体への助成
	○相談事業の実施
	○日常生活自立支援事業の実施



〈認知症サポーター養成講座〉



〈高齢者住宅安全点検（電気・ガス・水道）〉

## 第4章 施策の展開

### (4) 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

#### 現状と課題

少子化や核家族化の進行、近所付き合いの希薄化、共働き家庭の増加など社会環境が変化しています。そして、育児の相談やアドバイスなどを受けられる親が近所にいない、あるいは気軽に相談できる人が周囲にいないということで、子育てをしている親が一人で悩んでしまう「子育ての孤立化」が問題となっています。こうした状況を背景に、子育てを地域全体で支援していくことが求められています。

アンケートにおいても、親の仕事に合わせた保育施設やサービスの充実、子育ての不安や悩みを相談できる場所や機会などを求める声が多く上がっています。

そうしたことから、今後、地域の中で安心して、子どもを産み育てることができるよう、学童保育や一時預かりなど、安心して子どもを預けられる場所の充実を図り、また子育てをしている母親や子どもたちが交流できる場の確保、子育てに関する情報提供に努めることが必要です。

#### 【アンケートで多かった意見】

- 子どもが地域で健全に育つために、特に重要なものは?
  - ・親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実
  - ・父母が共に家事・育児ができるための支援
  - ・子育ての不安や悩みを相談できる場所や機会

#### これからの方針

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○親同士のつながりの場に参加します。</li><li>○子育て支援センターを活用します。</li><li>○子育てサロンなど親同士のつながりの場の確保に努めます。</li></ul>
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○安心して子育てができるよう、各関係機関の充実に努めます。</li><li>○保護者同士の交流の場づくりに努めます。</li><li>○子育て支援に関する情報提供に努めます。</li></ul>

## 第4章 施策の展開

### 市・社協の具体的取り組み

	<ul style="list-style-type: none"><li>○子育て支援室の運営</li><li>○親育ちプログラム事業及び育児支援プログラム事業の実施</li><li>○ブックスタート事業の実施</li><li>○産前・産後のママサポート事業の実施</li><li>○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施</li><li>○安心して子どもを預けられる場所の確保（学童保育・一時預かり・病後児保育・休日保育等）</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○乳幼児、小中学生及びひとり親家庭の福祉医療費助成事業の実施</li><li>○すこやか子育て支援事業の実施</li><li>○ひとり親家庭への自立支援</li><li>○家庭訪問や個別相談等の個別支援の充実</li><li>○家庭教育学級の実施</li><li>○特定不妊治療費助成事業・不育治療費助成事業の実施</li><li>○すこやか赤ちゃん支援事業の実施</li></ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○「社協だより」の発行やホームページの活用</li><li>○ひとり親家庭への支援</li><li>○黄色い傘贈呈事業の実施</li></ul>



〈ひとり親家庭ハイキング〉



〈黄色い傘の贈呈式〉

## 第4章 施策の展開

### 2. サービスが利用しやすい環境をつくろう

#### (1) 情報が得やすく、相談しやすい体制づくり

##### 現状と課題

福祉サービスが多様化するなかで、利用者自身が自分に適した福祉サービスを自らの意思で選択できるようにしていくことが重要です。そのためには、効果的な情報提供が必要となってきます。福祉サービスの利用者にとって、情報の入手しづらさや利用方法が解らないといったことがないよう、情報提供機能を高めることはもちろん、地域内での福祉情報を充実していくと共に、さまざまな情報が誰でも、どこでも得られるような体制の整備を図ることが求められます。

また、住民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態に陥る前に適切に対応するためには、気軽に相談することができる場を確保することが必要となってきます。

地域包括支援センターをはじめ、各相談窓口の周知を図り認知度を高めると共に、身近な地域の中で気軽に生活に関する相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関など、最適な相談機関を紹介してくれるような、総合的な相談支援体制の充実を図ることが求められます。

##### これからの方針性

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○広報誌やパンフレットなどに目を通し、情報の把握に努める。</li><li>○民生委員・児童委員をはじめ地域福祉に関係する人が、必要な情報を提供し、行政等につないでいきます。</li></ul>
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○広報誌やさまざまな講座などにより、福祉制度やサービスの情報提供に努めます。</li><li>○福祉・医療にかかわる総合相談窓口の充実に努めます。</li></ul>

##### 市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"><li>○市のホームページ、広報、ケーブルテレビ、町内回覧等の情報提供を充実</li><li>○地域包括支援センター、民生委員・児童委員等の関係機関相互の連携</li></ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○「社協だより」やホームページにより情報提供</li><li>○心配ごと相談所の開設</li></ul>

## 第4章 施策の展開

### (2) 福祉サービスの充実と適切な利用促進

#### 現状と課題

住み慣れた地域で生活するためには、福祉サービスの充実が必要となります。島原市では高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉に関する個別の計画を策定し、それぞれに沿った福祉施策を推進しています。しかし、近年の社会情勢の変化や福祉ニーズの多様化、さらには各福祉分野での制度変更などにより、それに対応するための施策の充実や仕組みの再構築が求められています。特に高齢者福祉や障害者福祉においては、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが求められており、在宅サービスの充実や家族介護者への支援がますます重要となってきています。併せて、生活困窮者についても、平成27年度より、生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」及び「住宅確保給付金制度」の実施により、支援を行っているところです。

一方、サービスの充実だけでなく、利用者の立場に立ったサービス提供ができるよう、人材の資質の向上などによるサービスの質的向上を図ることも必要となっています。

また、誰もが安心して必要なサービスを利用できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知するとともに、利用の促進を図り事業を定着させることが大切です。

#### 【アンケートで多かった意見】

○高齢者や障害のある人が地域で暮らしていく上で重要と思うものは？

(高齢者)

- 在宅での医療や介護サービス
- 買い物・通院などの移動手段の確保
- 安否確認の仕組みづくり

(障害のある人)

- 安定して医療を受けられる体制
- 障害のある人に対する周囲の理解と協力
- 日常生活の支援

#### これからの方針

地域と団体で協力してできること

○福祉サービスについての正しい認識を深めます。

○身近に支援を必要とする人がいる場合は、民生委員・児童委員や市役所などへつなぎ、サービス利用を勧めます。

## 第4章 施策の展開

	<ul style="list-style-type: none"><li>○各福祉分野の計画に基づき、サービスの必要な人への適切なサービス提供に努めます。</li><li>○福祉ニーズの把握とその解決に努めるとともに、新たなニーズの把握とその対策やサービス実施について検討します。</li></ul>
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知するとともに、制度利用を支援します。</li><li>○職員の資質向上を図り、質の高いサービス提供に努めます。</li><li>○日常生活自立支援事業の充実に努め、事業の推進を図ります。</li><li>○成年後見制度について関係機関と調整します。</li></ul>

### 市・社協の具体的取り組み

	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害者等に関する障害福祉サービスの充実<ul style="list-style-type: none"><li>・訪問系サービス（居宅介護など）の充実</li><li>・日中活動系サービス（就労移行支援や短期入所など）の充実</li><li>・地域生活支援事業（地域活動支援センター事業や日常生活用具給付事業など）の推進</li></ul></li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者等に関する在宅福祉サービスの充実<ul style="list-style-type: none"><li>・生活支援対策（生きがい活動支援通所事業など）の実施</li><li>・家族介護支援対策（ねたきり老人等介護見舞金支給事業など）の実施</li></ul></li><li>○成年後見制度利用支援事業の実施</li><li>○福祉サービスに関する相談対応の充実</li><li>○生活困窮者の自立支援（自立相談支援事業、住宅確保給付金の実施）</li></ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○各種在宅福祉サービス事業の実施</li><li>○日常生活自立支援事業の実施</li></ul>

## 第4章 施策の展開

### 3. 健やかで生きがいのあるまちをつくろう

#### (1) 高齢者や障害のある人が生きがいをもって活動できる場や機会づくり

##### 現状と課題

高齢者や障害のある人の生きがいのひとつとして、地域の人々とのふれあいは重要であり、こうした活動の場や機会づくりが求められています。

今後も、高齢者を対象とするふれあいサロンの開催や老人クラブでの催しなどを通じて、生きがいづくり活動や交流の機会を拡充するとともに、地域の既存施設などを活用し、交流の場の確保を進めていくことが大切です。

##### これからの方針

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域で行われているふれあいサロンに参加するように努めます。</li><li>○高齢者が日中過ごしたり、交流できる場や機会づくりに努めます。</li><li>○障害のある人への理解を深めるため、体験学習などの参加に努めます。</li></ul>
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○高齢者の生きがい活動等、講座の充実を図ります。</li><li>○ふれあいサロンや会食会などの交流の場づくりを支援します。</li><li>○障害のある人同士の交流や、障害のある人とない人の交流の促進に努めます。</li><li>○障害者団体等の活動を支援します。</li></ul>

##### 市・社協の具体的取り組み

市	○空き家、空き店舗の活用による、新たな憩いの場の創設
	○高齢者学級の実施
	○小中学校における福祉教育への講師派遣

	○ふれあいサロンの普及促進
社協	○高齢者交流の場づくり普及促進
	○団体等への助成



〈高齢者学級（健康体操）〉



〈福祉教室（障害者の疑似体験）〉

### （2）健康づくりの推進

#### 現状と課題

平均寿命が延伸している一方で、脳卒中や糖尿病などの生活習慣病の増加や、高齢化に伴う認知症や寝たきりによる要介護者の増加が大きな社会問題となっています。

誰もがいきいきと生活するためには、一人ひとりが健康であることが必要です。そのため、健康づくりについては、生活習慣病の予防や介護予防などの取り組みが必要であり、各年代を通じて地域の身近なところで健康づくりに関する知識を身につけたり、自分にあった健康づくりに取り組むことが求められています。

#### 【アンケートで多かった意見】

○健康・医療に関して、重要と思うものは？

- 夜間や休日の救急・医療体制の充実
- 健康診断を受けやすい方法や場所の充実
- 認知症の早期発見や予防のための学習・運動の機会

※この他、20代においては、「継続的に運動やスポーツができる環境づくり」という意見が最も多いという結果でした。

## 第4章 施策の展開

### これからの方針

地域と団体で協力してできること	○健康づくりに関する情報の収集に努めます。 ○地域での健康づくりに関する講話への参加に努めます。 ○健康に関する情報交換の機会づくりに努めます。 ○地域における健康づくりを推進するリーダーとなる人材の活用に努めます。
市や社協等で取り組むこと	○健康づくりに関する情報提供や啓発に努めます。 ○地域での健康づくりに関する講話の開催に努めます。 ○健康に関する情報交換の機会づくりを支援します。 ○地域における健康づくりを推進するためのリーダーとなる人材の育成を図ります。

### 市・社協の具体的取り組み

市	○母子健康診査、特定健康診査、がん検診等の充実及び受診率向上対策の実施 ○健康教室や健康相談の充実による市民の健康づくりの支援 ○予防接種の実施及び接種率向上対策の実施 ○健康づくりに関するリーダーの育成・支援
社協	○各種研修会や講習会を通じた健康づくりに関する情報提供 ○ボランティア（福祉・健康づくりを含めた）の育成・支援及び連携



〈1歳6か月児健診〉



〈運動教室（スクエアステップ）〉

## 第4章 施策の展開

### (3) 高齢者や障害のある人の社会参加の促進

#### 現状と課題

高齢者が培ってきた豊富な知識、技能、経験を地域で活かすことは、高齢者の生きがいにつながるとともに、地域の活性化に不可欠であり、こうした経験などを活かした高齢者の地域活動への参加の促進が求められています。

アンケートにおいても、高齢者においては「知識や経験を活かせる生きがいづくりの場所や機会」が、障害のある人においては「社会参加や収入を得るために就労の機会」が、それぞれ重要という意見が多くみられました。

#### これからの方針

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域活動への参加の呼びかけや情報提供に努めます。</li><li>○障害についての正しい理解と認識を深め、啓発活動に努めます。</li><li>○関係機関と連携し社会参加のための手助けに努めます。</li></ul>
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○老人クラブ活動など高齢者の地域活動を支援します。</li><li>○障害のある人への理解を深める取り組みを推進します。</li><li>○学校における福祉教育の充実に努めます。</li><li>○障害のある人やその家族への相談機関の周知と相談活動の充実に努めます。</li><li>○手話通訳など、障害のある人をサポートする人材の養成・確保に努めます。</li></ul>

## 第4章 施策の展開

### 市・社協の具体的取り組み

市	<ul style="list-style-type: none"><li>○（公社）島原市シルバー人材センターの活動支援</li><li>○敬老事業や老人クラブ活動への支援</li><li>○既存公共交通の利用促進、バス交通空白地帯の解消等による移動手段の確保</li><li>○高齢者、障害者への交通機関利用助成事業の実施</li><li>○障害者の社会参加に関する地域生活支援事業（行動援護、同行援護、手話奉仕員等の派遣など）の実施</li></ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"><li>○団体への助成</li><li>○福祉教育の支援</li><li>○子どもボランティア教室の開催</li><li>○ボランティア講座等の開催</li><li>○ガイドヘルパー事業の普及促進</li></ul>



〈グラウンドゴルフ大会〉



〈子どもボランティア教室〉



〈音訳ボランティア講習会〉



〈ガイドヘルパー研修会〉

### 4. 安全・安心に暮らせるまちをつくろう

#### (1) 防災・防犯対策の推進

##### 現状と課題

近年、台風、地震などの自然災害や、高齢者が犯罪に巻き込まれる事案の増加に伴って、市民の防災・防犯に対する関心が高まっています。これらを地域の生活課題として認識し、防災対策、防犯対策に関する地域組織的な取り組みが求められている中で、特に、緊急災害時の援助として自主防災組織づくりや要支援者の支援が課題となっています。

市長を囲む地域懇談会などにおいても幅広い視点から多くの意見があり、防災・防犯に関する意識啓発や情報提供等の充実が求められています。

##### これからの方針性

地域と団体で協力してできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域で助け合いの意識を高め、災害時の避難支援の取り組みに努めます。</li><li>○日頃から、民生委員・児童委員、町内会・自治会、消防団などが連携し、地域の高齢者や障害者など支援が必要な方々（避難行動要支援者）への声かけや見守りに努めます。</li><li>○地域における防犯の意識を高め、知識を身に付けるよう努めます。</li></ul>
市や社協等で取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害発生時において、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるような体制づくりに努めます。</li><li>○災害発生時の避難行動要支援者のための避難所について、既に指定している福祉施設に加え、更なる施設の指定に努めるなど、避難所の確保に努めます。</li><li>○学校、ボランティア、警察、保護者との連携・協力のできる関係づくりに努めます。</li></ul>

### 市・社協の具体的取り組み

市	○避難行動要支援者台帳の整備及び関係機関における情報の共有
	○ひとり暮らし等高齢者対策の実施（火災警報器・電磁調理器の給付など）
	○避難所の指定及び周知（地域防災計画）
	○防犯灯の設置
	○避難訓練の実施、防災に係る研修会の開催
社協	○市民相談センター運営
	○災害発生時におけるボランティア窓口の開設、該当団体に対する支援



〈防災マップ作り〉

### (2) 安心して住み、外出できる環境づくり

#### 現状と課題

高齢者や障害のある人、子ども連れの親が外出したり社会参加したりするためには、安心して歩ける幅の広い歩道や公共施設の段差の解消など、ユニバーサルデザインに基づく、安心して外出できる環境づくりが求められています。また、高齢者や障害のある人が安心して住めるように、住宅のバリアフリー化が求められています。

一方、外出支援を進めていくうえでは、交通安全の意識を高めることも大切です。市長を囲む地域懇談会などにおいても、自転車の交通マナーの改善や交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、防犯灯など）の新設、再点検などの要望があげられています。

今後、これらの課題をふまえ、誰もが安心して住み、外出できる環境づくりを進めていく必要があります。

## 第4章 施策の展開

### これからの方針

地域と団体で協力してできること	○地域の危険箇所を把握し、関係機関への情報提供に努めます。 ○交通安全教室などへの参加に努め、交通安全に関する知識や技術を身につけるよう努めます。 ○日常的な見守り活動を行い、子どもや高齢者などに交通安全を呼びかけます。
市や社協等で取り組むこと	○誰もが利用しやすい施設や道路の整備に努めます。 ○交通安全教室などを開催し、交通マナーの向上に努めます。 ○住宅のバリアフリー化を推進します。

### 市・社協の具体的取り組み

市	○交通安全教室の開催 ○自転車の街頭指導 ○防犯灯の設置 ○高齢者交通安全に関する広報・啓発活動の推進 ○車道と歩道の段差をなくす（バリアフリー化）、その他交通安全に関わる補修、修繕 ○市営住宅のバリアフリー化 ○市営住宅の老人世帯、身体障害者世帯、母子・父子世帯、単身向け住宅の確保 ○高齢者学級における交通安全教育 ○高齢者、障害者への交通機関利用助成事業の実施 ○高齢者への住環境改善支援事業の実施 ○交通安全杖支給事業の実施
---	--

## 第4章 施策の展開

社協	○福祉教育の推進
	○子どもボランティア教室の開催
	○福祉協力校への支援
	○ガイドヘルパー事業普及促進



〈交通安全教室〉



〈高齢運転者体験型講習〉

## 第4章 施策の展開

### 5. 数値目標

市や社会福祉協議会の具体的取り組みに関する数値目標や見込み数として、以下のように設定します。（※ 各部門の個別計画において設定された数値目標を記載している項目があり、目標年度が本計画の終期と異なるものがあります。）

（注）平成の元号が平成 31 年 4 月 30 日までのため、年度表記に西暦を併用しています。（※平成 29 年度=2017 年度）

～基本目標 1. ふれあい・支え合いのまちをつくろう～

○地区、学校などでの生ごみ堆肥化講習会等の開催 （市の取組） （単年）

現状（H29年度末見込）	5箇所	2022年度末目標	5箇所
--------------	-----	-----------	-----

○高齢者学級・女性学級・家庭教育学級・自主講座の開催 （市の取組） （単年）

現状（H29年度末見込）	高齢者学級 女性学級 家庭教育学級 自主講座	62回 84回 47回 48講	2022年度末目標	高齢者学級 女性学級 家庭教育学級 自主講座	62回 84回 47回 48講
--------------	---------------------------------	--------------------------	-----------	---------------------------------	--------------------------

○ひとり暮らし等高齢者対策の実施 （市の取組） （累計）

緊急通報システム事業 テレフォンサービス	現状（H29 年度末見込）	180人 45人	2022年度 未目標	230人 50人
-------------------------	------------------	-------------	---------------	-------------

○乳児家庭全戸訪問事業の実施 （市の取組） （単年）

現状（H29年度末見込）	訪問率	98.4%	2022年度末目標	訪問率	100%
--------------	-----	-------	-----------	-----	------

○認知症高齢者の支援（認知症サポーターの養成） （市の取組） （累計）

現状（H29年度末見込）	4,900名	2022年度末目標	7,000名
--------------	--------	-----------	--------

○島原市ふれあい収集事業の実施 （市の取組） （累計）

現状（H29年度末見込）	30件	2022年度末目標	60件
--------------	-----	-----------	-----

○島原市あんしん支え合い活動の実施 （市の取組） （累計）

名簿登録者 協力町内会・自治会	現状（H29年 度末見込）	55% 55団体	2022年度 未目標	60% 70団体
--------------------	------------------	-------------	---------------	-------------

○特定不妊治療費助成事業・不育治療費助成事業の実施 （市の取組） （単年）

特定不妊治療費助成事業 不育治療費助成事業	現状（H29年 度末見込）	延べ35人 延べ1人	2022年度 未目標	延べ38人 延べ4人
--------------------------	------------------	---------------	---------------	---------------

## 第4章 施策の展開

○食事（会食・配食サービス）支援 （社協の取組） (単年)

現状（H29年度末見込）	24回	2022年度末目標	28回
--------------	-----	-----------	-----

○世代間交流支援 （社協の取組） (累計)

現状（H29年度末見込）	91箇所	2022年度末目標	100箇所
--------------	------	-----------	-------

○福祉協力校の指定 （社協の取組） (累計)

現状（H29年度末見込）	17校	2022年度末目標	21校
--------------	-----	-----------	-----

## 第4章 施策の展開

～基本目標2. サービスが利用しやすい環境をつくろう

○障害者等に関する障害福祉サービスの充実 (市の取組) (単年)

- ・訪問系サービスの充実

居宅介護（ホームヘルプ）など	現状（H29年度末見込）	月71人分	2020年度末目標	月80人分
----------------	--------------	-------	-----------	-------

- ・日中活動系サービスの充実

就労移行支援	現状（H29年度未見込）	月169人日分	2020年度末目標	月285人日分
短期入所		月284人日分		月360人日分

※人日分・・・（月間の利用人数）×（一人一月あたりの平均利用日数）で算出

※障害福祉計画（目標年度：2020年度）による目標数

○高齢者等に関する在宅福祉サービスの充実 (市の取組) (単年)

- ・生活支援対策の実施

訪問理美容サービス事業	現状（H29年度未見込）	12回	2022年度末目標	12回
-------------	--------------	-----	-----------	-----

- ・家族介護支援対策の実施

ねたきり老人等介護見舞 金支給事業	現状（H29年度未見込）	181人	2022年度末目標	190人
----------------------	--------------	------	-----------	------

○成年後見制度利用支援事業の実施 (市の取組) (単年)

現状（H29年度末見込）	申立件数 2件	2022年度末目標	申立件数 3件
--------------	---------	-----------	---------

○生活困窮者の自立支援 (市の取組) (単年)

新規相談 プラン作成	現状（H29年度未見込）	130件 65件	2022年度 未目標	132件 72件
---------------	--------------	-------------	---------------	-------------

※国が定める目標値

○日常生活自立支援事業の実施 (社協の取組) (累計)

現状（H29年度末見込）	58人	2022年度末目標	78人
--------------	-----	-----------	-----

## 第4章 施策の展開

～基本目標3. 健やかで生きがいのあるまちをつくろう

○母子健康診査、特定健康診査、がん検診等の充実及び受診率向上対策の実施

(市の取組) (単年)

母子健康診査	現状 (H29年度未見込)	3ヶ月	98.0%	2022年度 未目標	3ヶ月	100%
		1歳6か月	94.0%		1歳6か月	100%
		3歳	94.0%		3歳	100%
		5歳	95.0%		5歳	100%
特定健康診査			47.0%			60%
がん検診		胃	8.8%		胃	50%
		肺	22.9%		肺	50%
		大腸	15.7%		大腸	50%
		乳	25.5%		乳	50%
		子宮	31.3%		子宮	50%

○健康教室や健康相談の充実による市民の健康づくりの支援 (市の取組) (単年)

健康教室	現状 (H 29年度未見込)	20回	2022年度 未目標	20回
転倒予防教室自主活動	19箇所			19箇所

○予防接種の実施及び接種率向上対策の実施 (市の取組) (単年)

MR I 期	現状 (H 29年度未見込)	85.0%	2022年度末 目標	95%
MR II 期		95.0%		95%

○健康づくりに関するリーダーの育成・支援 (市の取組) (累計)

食生活改善推進員	現状 (H 29年度未見込)	103人	2022年度 未目標	100世帯1人の割合 7地区×20人の割合
健康づくり推進員		73人		



〈特定健診受診PRラッピングバス〉

## 第4章 施策の展開

○障害者への交通機関利用助成事業の実施 (市の取組) (単年)				
重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業	現状 (H29年度末見込)	370人	2022年度 未目標	400人
○障害者の社会参加に関する地域生活支援事業の実施 (市の取組) (単年)				
手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣	現状 (H29年度未見込)	5人	2022年度 未目標	20人
手話奉仕員養成講習の修了者	現状 (H29年度未見込)	4人	2022年度 未目標	15人
○ふれあいサロンの普及促進 (社協の取組) (累計)				
現状 (H29年度未見込)	28箇所	2022年度未目標	40箇所	

### ～基本目標4. 安全・安心に暮らせるまちをつくろう

○ひとり暮らし等高齢者対策の実施 (市の取組) (単年)				
火災警報器給付事業	現状 (H29年度末見込)	80件	2022年度 未目標	80件
電磁調理器給付事業		5件		5件
○自転車の街頭指導 (市の取組) (単年)				
現状 (H29年度未見込)	2回	2022年度未目標	2回	
○高齢者学級における交通安全教育 (市の取組) (単年)				
現状 (H29年度未見込)	7回 (各地区1回)	2022年度未目標	7回	
○高齢者等住環境改善支援事業や交通機関利用助成事業の実施 (市の取組) (単年)				
高齢者等住環境改善支援事業 高齢者福祉交通機関利用助成事業 (※障害者については 基本目標3に記載)	現状 (H29 年度未見込)	10件 4,000人	2022年度 未目標	10件 4,100人
○交通安全杖支給事業の実施 (市の取組) (単年)				
交通安全杖支給事業	現状 (H29年度 未見込)	120件	2022年度 未目標	120件

## 第5章 計画の推進

## 第5章 計画の推進

本計画では、第3章において「みんなが助け合いながら安心して暮らせるまちをつくろう」を基本理念として定めています。また、第4章においては、市民アンケートなどいただいた意見、要望等をもとに具体的な取り組みを提示しています。

これらのことを行・実践し計画を推進することが重要であることから、以下のような方策が必要となります。

### 1. 市役所内の推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、交通、住宅、防災、防犯などさまざまな分野にわたっていることから、市役所内の関係各部署の情報の共有化と連携を図り、地域福祉の視点から総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

### 2. 地域福祉の推進を担う島原市社会福祉協議会の役割

社会福祉法により、市社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として位置づけられています。本計画の推進においても、各分野で島原市社会福祉協議会が大切な役割を担います。

#### 〈市社会福祉協議会の主な役割〉

- ①地域住民の福祉活動への参加をコーディネートします。
- ②地域活動に対するノウハウの提供や相談体制の強化に取り組みます。
- ③福祉課題の把握に努め、住民や市と連携し解決を図ります。

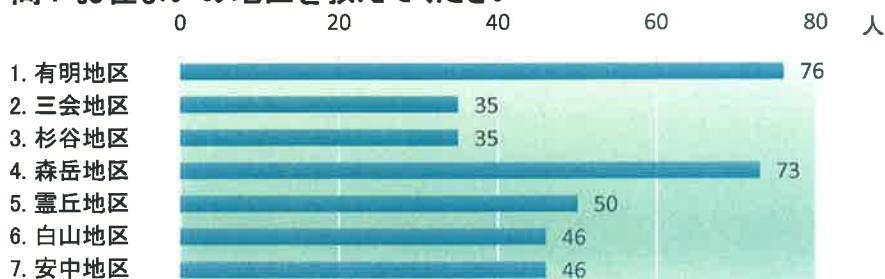
### 3. 住民、関係団体との連携

地域では、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉サービス提供事業者などのさまざまな団体や組織が活動しています。これらの活動が互いに連携することにより、地域の力がさらに強くなります。そのためには、地域での話し合いや情報交換ができるネットワークが必要です。市や市社会福祉協議会は、地域でのネットワークづくりを支援するとともに、地域住民や各種関係団体との協働による取り組みを推進します。

資 料 編

## 住民アンケート集計結果

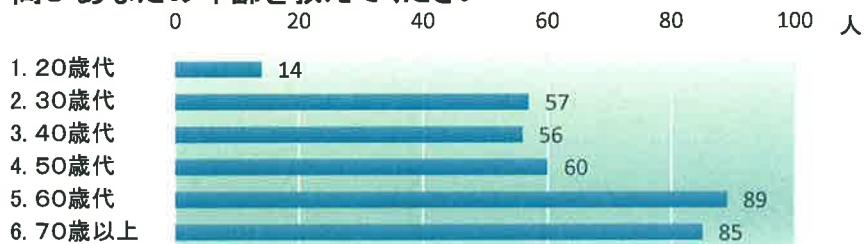
### 問1 お住まいの地区を教えてください



### 問2 あなたの性別を教えてください

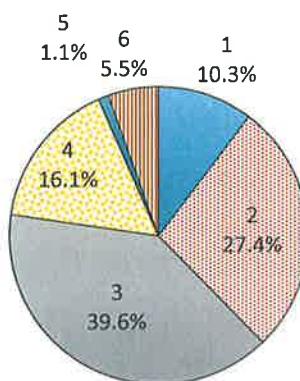


### 問3 あなたの年齢を教えてください



#### 問4 あなたの世帯の構成を教えてください

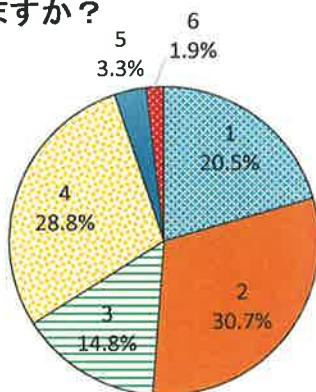
- 1. ひとり暮らし
- 2. 夫婦のみ
- 3. 2世代同居(親と子等)
- 4. 3世代同居(親、子、孫等)
- 5. 兄弟(姉妹)のみ
- 6. その他



60歳代及び70歳以上の回答では、「2. 夫婦のみ」が最多く、高齢者のみの世帯の増加がアンケートでも伺えます。

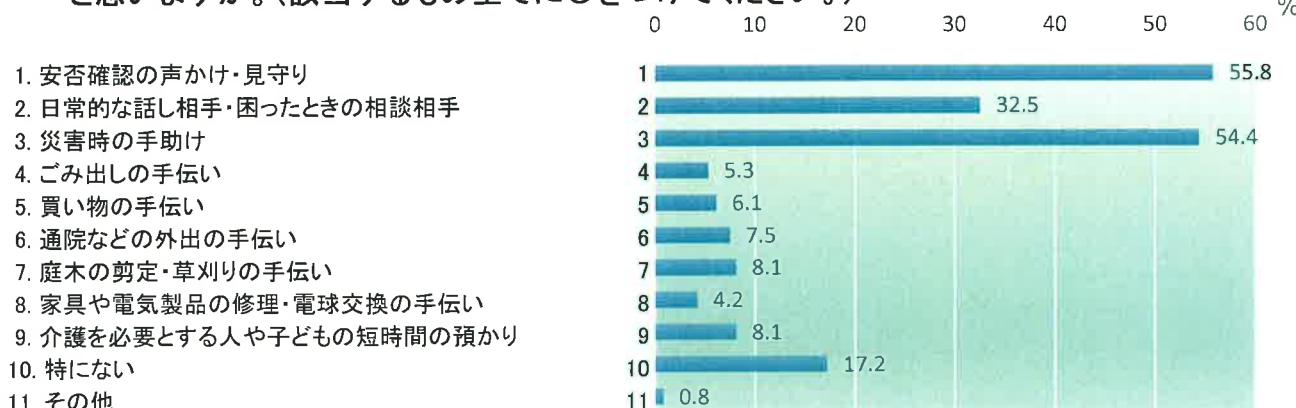
#### 問5 あなたは近所の人とどの程度お付き合いをしていますか? (該当するもの1つに○をつけてください。)

- 1 日頃から積極的に近所の人と相談しあったり助け合ったりして、地域の行事などにも積極的に参加している
- 2 気の合った人とは親しくしているが、それ以外は義務的・儀礼的な付き合いである
- 3 地域の行事や集まりには義務的に参加している
- 4 会えば挨拶を交わす程度で、誘われない限り地域の行事や集まりには参加しない
- 5 ほとんど付き合いはない、人付き合いは苦手でできるだけ避けている。
- 6 その他



「2.気の合った人とは親しくしているが、…」や、「4.会えば挨拶を交わす程度で、…」という回答が多く見られ、中でも20歳代においては「4」が最も多いという結果で、地域との付き合いの希薄化がアンケートでも伺えます。

問6 あなたやご家族に手助けが必要となったとき、近所の人にどのような支援をしてほしいと思いますか。(該当するもの全てに○をつけてください。)

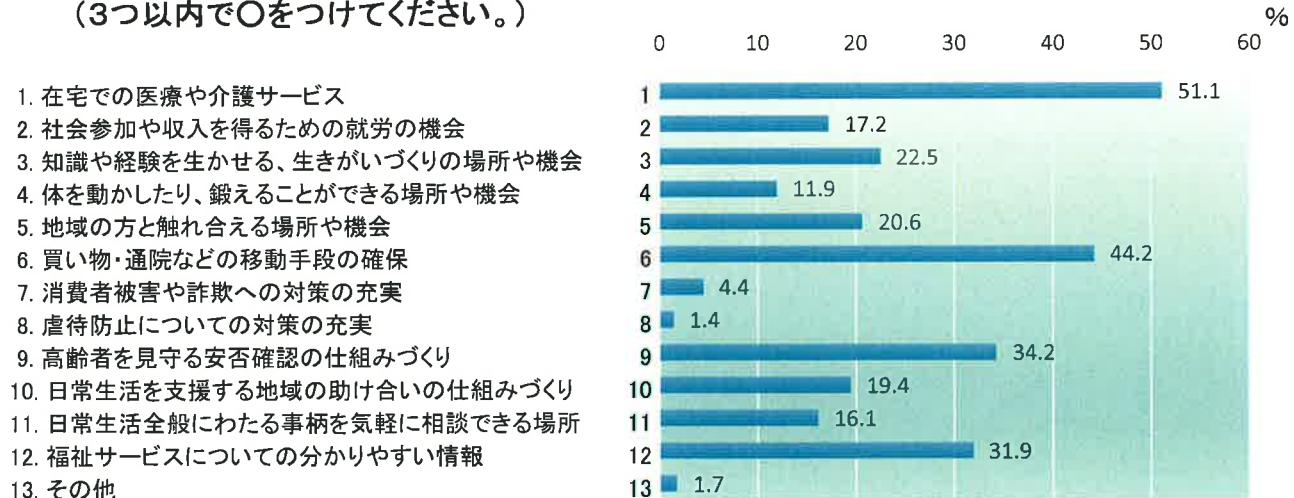


問7 あなたのご近所で手助けが必要な家庭があったとき、どのような支援ができると思いますか。(該当するもの全てに○をつけてください。)



近所の人にしてほしい支援と、できると思う支援の上位3項目は同一のものとなりました。

問8 高齢者が地域で暮らしていく上で特に重要なものはどれですか？  
(3つ以内で○をつけてください。)



20歳～30歳代では、「6.移動手段の確保」が最も多く、40歳～50歳代では「6」と「1.在宅医療・介護 サービス」が同数、60歳代以上では「1」が最も多いという結果となりました。

**問9 障害のある方が地域で暮らしていく上で特に重要と思うものはどれですか？  
(3つ以内で○をつけてください。)**



全ての年代において、「1.安定した医療体制」、「12.周囲の理解・協力」、「2.日常生活の支援」という意見が多く見られました。

**問10 子どもが地域で健全に育つために、特に重要と思うものはどれですか？**



全世代において、「1」「2」が多く、共働き世帯の増加や、それらの世帯の要望などが見られる結果となりました。

**問11 健康・医療に関して、特に重要と思うものはどれですか？  
(3つ以内で○をつけてください。)**



全ての年代において「5」や「1」という「医療」の部分が多い結果となりました。  
その中で、20歳代においては「4.継続的に運動・スポーツができる環境づくり」という「健康」の部分の意見が最も多く見られたのが特徴的でした。

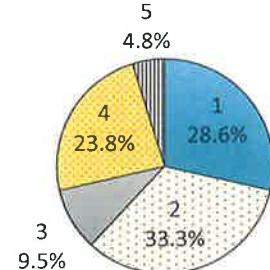
**問12 あなたは、地域での助け合いやボランティア・NPO活動等に参加していますか？  
(どちらかに○をつけてください。)**

1. 参加している（近いうちに参加予定の人を含む） 8.1 %  
2. 参加していない（以前参加していた人を含む） 91.9 %

**【「1.参加している」と答えた方】**

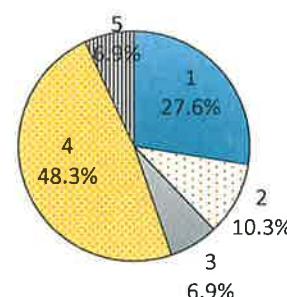
**問13 地域での助け合いやボランティア活動を始めたきっかけは何ですか？  
(該当するもの1つに○をつけてください。)**

- 1. 以前から行っていた趣味や同好会での活動の延長として始めた
- 2. 友人や知人に誘われて始めた
- 3. 身近に何らかの問題が存在しており、それを改善するために始めた
- 4. 退職や子離れなどにより余暇ができたため始めた
- 5. その他



**問14 あなたは地域での助け合いやボランティア活動にどの程度参加していますか？  
(該当するもの1つに○をつけてください。)**

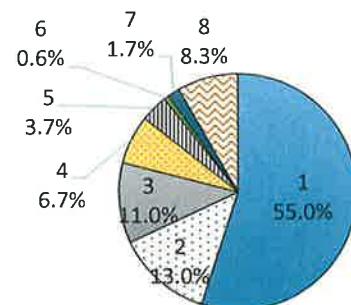
- 1. 月に1～2回くらい参加している（参加できる）
- 2. 毎週特定の曜日に参加している（参加できる）
- 3. ほぼ毎日、参加している（参加できる）
- 4. 日時や頻度は特に決めず、余裕があるときに参加している（参加したい）
- 5. その他



**【「2.参加していない」と答えた方】**

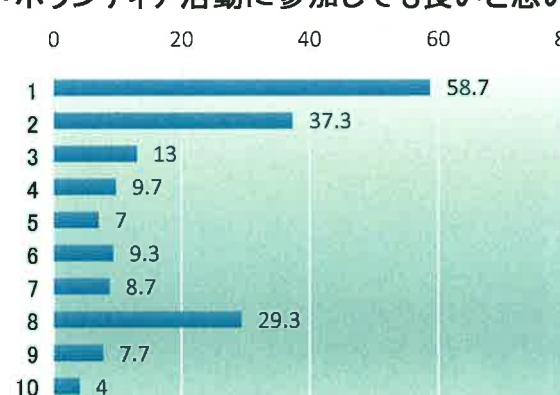
**問15 地域での助け合いやボランティア活動に参加した事がない（今は参加していない）のはなぜですか？(特に該当するもの1つに○をつけてください。)**

- 1. 自分や家族のことで手一杯で、時間的にも精神的にも余裕がないため
- 2. 自分の時間は自分の休養や趣味、家族のために使いたいから
- 3. 何をしたら良いのか分からなかったため
- 4. 知識や経験がなく、特に人の役に立てるとは思えないため
- 5. 人付き合いが苦手なため
- 6. 活動に意義を見出せないため
- 7. 責任がかかるのが負担だから
- 8. その他



**問16 どのようにすれば地域での助け合いやボランティア活動に参加しても良いと思いますか？  
(3つ以内で○をつけてください。)**

1. 自分自身の時間的余裕ができる
2. 自分自身の金銭的余裕ができる
3. 地域での活動の拠点がある
4. 家庭で活動に対する理解がある
5. 職場で活動に対する理解がある
6. ボランティア休暇等活動等への支援制度を整備する
7. ボランティア活動等の紹介をしてもらえる
8. 一緒に参加する人がいる
9. 参加したくない
10. その他



自分自身や家族の健康、安全が最も重要であることは当然ですが、現状はそれ以上の時間的、精神的また金銭的な余裕がない方が多いようです。

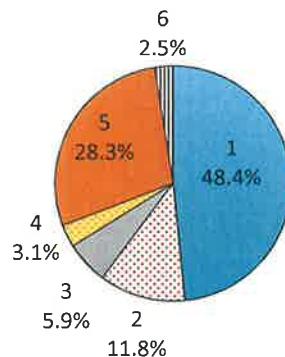
問17 あなたは生活上の問題について助言や手助けが欲しいときに誰に相談していますか？  
(3つ以内で○をつけてください。)



「家族や親族」という回答が多かったですが、20歳代においては「友人や知人」という回答が最も多いという結果でした。

問18 災害が起こった時に不安に思うことはどれですか？  
(特に必要と思うもの1つに○をつけてください。)

- 1. 災害が迫っているときの適切な情報
- 2. 災害時に安否確認や避難支援に来てくれる人の有無
- 3. 自宅に災害が迫っているときの避難場所
- 4. 災害時の炊き出しや後片付け、その他助け合いの活動など
- 5. 災害後の生活の再建・被害の補てん
- 6. その他



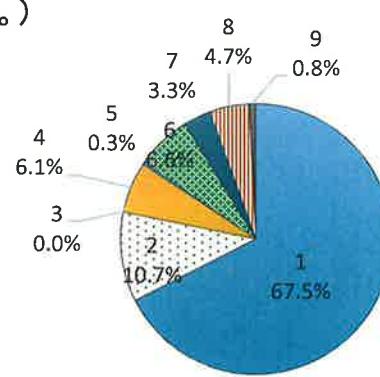
近年、大規模で多様な自然災害が全国各地で発生しており、それらの情報をより早く、より正確に市民に伝え、被害を最小限度に食い止めることが最も重要であると思われます。

問19 災害時のあなたの地区の避難場所を知っていますか？  
(どちらかに○をつけてください。)

- |          |        |
|----------|--------|
| 1. 知っている | 85.2 % |
| 2. 知らない  | 14.8 % |

問20 災害時に避難するとき、誰に手助けをお願いしますか。  
(該当するもの1つに○をつけてください。)

- 1. 家族や親族
- 2. 町内会・自治会(役員)や近所の住民
- 3. 民生委員・児童委員
- 4. 消防団や自主防災組織
- 5. ボランティア団体やNPO団体
- 6. 市をはじめとした行政機関
- 7. 頼む人がいない
- 8. 手助けは要らない
- 9. その他



いざという時は家族や町内会・自治会など、身近なところの助け合いが不可欠であるようです。

## アンケートまとめ(各設問で上位の回答のみ)

### 【世帯構成】

- 1、2世代同居
- 2、夫婦のみ

### 【近所付き合いの程度】

- 1、気の合った人とは親しくしているが、それ以外は義務的・儀礼的な付き合いである
- 2、会えば挨拶を交わす程度で、誘われない限り地域の行事や集まりには参加しない

### 【近所の人にしてほしい支援・近所の人につきあえると思う支援】

- 1、安否確認の声かけ・見守り
- 2、災害時の手助け

### 【高齢者が暮らす上で重要と思うもの】

- 1、在宅での医療・介護サービス
- 2、買い物・通院などの移動手段の確保

### 【障害のある人が暮らす上で重要と思うもの】

- 1、安定して医療を受けられる体制
- 2、障害者に対する周囲の理解と協力
- 3、日常生活の支援

### 【子供が地域で健全に育つために重要と思うもの】

- 1、親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実
- 2、父母が共に家事・育児ができるための支援

### 【健康・医療に関して重要と思うもの】

- 1、夜間や休日の救急・医療体制の充実
- 2、健康診断を受けやすい方法や場所の充実

## ◎ボランティア・NPO活動に参加している方

### 【始めたきっかけ】

- 1、退職や子離れなどにより余裕ができた
- 2、身近に存在する何らかの問題を改善するため

### 【参加の頻度】

- 1、余裕があるときのみ
- 2、月に1～2回

## ◎ボランティア・NPO活動に参加していない方

### 【参加していない理由】

- 1、時間的・精神的に余裕がないため
- 2、自分の時間は自分や家族のために使いたいから

### 【参加する要件】

- 1、時間的余裕ができる
- 2、金銭的余裕ができる

### 【生活上の問題の相談相手】

- 1、家族や親族
- 2、友人・知人

### 【災害発生時に不安に思うこと】

- 1、災害の適切な情報
- 2、災害後の生活の再建・被害の補てん

### 【災害時に避難するとき、手助けをお願いする相手】

- 1、家族や親族
- 2、町内会・自治会(役員)や近所の住民

## 1. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 島原市の地域福祉の推進に関する事項を総合的に定める島原市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び島原市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定に当たり、市民から幅広く意見を求めるとともに、地域福祉（活動）計画の策定方針、内容その他必要な事項について審議するため、島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及びその方針の検討に関する事項。
- (2) 地域福祉活動計画の策定及びその方針の検討に関する事項。
- (3) その他必要な事項

### (委員)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種関係団体の代表者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から島原市地域福祉（活動）計画策定の日までとする。

ただし、委員の辞任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

2. 島原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿  
(H30年3月現在、順不同、敬称略)

分類	氏 名	団体名及び団体の役職	本委員会の役職
地域福祉団体	今坂 秀春	島原市老人クラブ連合会事務局長	委員長
地域福祉団体	伊藤 吾	島原市民生委員児童委員協議会連合会副会長	副委員長
地域福祉団体	宮崎 善金	島原市青少年健全育成連絡協議会会长	
地域福祉団体	平野 駒雄	島原市手をつなぐ育成会理事長	
地域福祉団体	松本 真	島原市身体障害者福祉協会会长	
地域福祉団体	伊藤 サツキ	島原市母子寡婦福祉会会长	
地域福祉団体	藤田 玉江	島原市婦人会連絡協議会会长	
地域福祉団体	佐藤 勝紀	島原市PTA連合会会长	
地域コミュニティ構成団体	阿部 洋次郎	島原市町内会・自治会連合会会长	
医療・福祉関係者	平辻 心	島原地区老人福祉施設協議会会长	
医療・福祉関係者	辻 敏子	島原市地域包括支援センター所長	
学識経験者	岩本 和夫	長崎県社会福祉協議会地域福祉部長	
市民公募	早川 勝巳	市民公募	
市民公募	永門 重明	市民公募	

第2期  
島原市地域福祉計画  
島原市地域福祉活動計画

平成30年3月

◆島原市 福祉保健部 福祉課

住所 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地  
電話 代表0957-631111（内線277）  
Fax 0957-622923（福祉保健部）  
Mail fukushi@city.shimabara.lg.jp

◆社会福祉法人 島原市社会福祉協議会

住所 〒855-0812 長崎県島原市靈南一丁目17番地  
電話 0957-633855  
Fax 0957-623522  
Mail info@shimabara-shakyo.or.jp